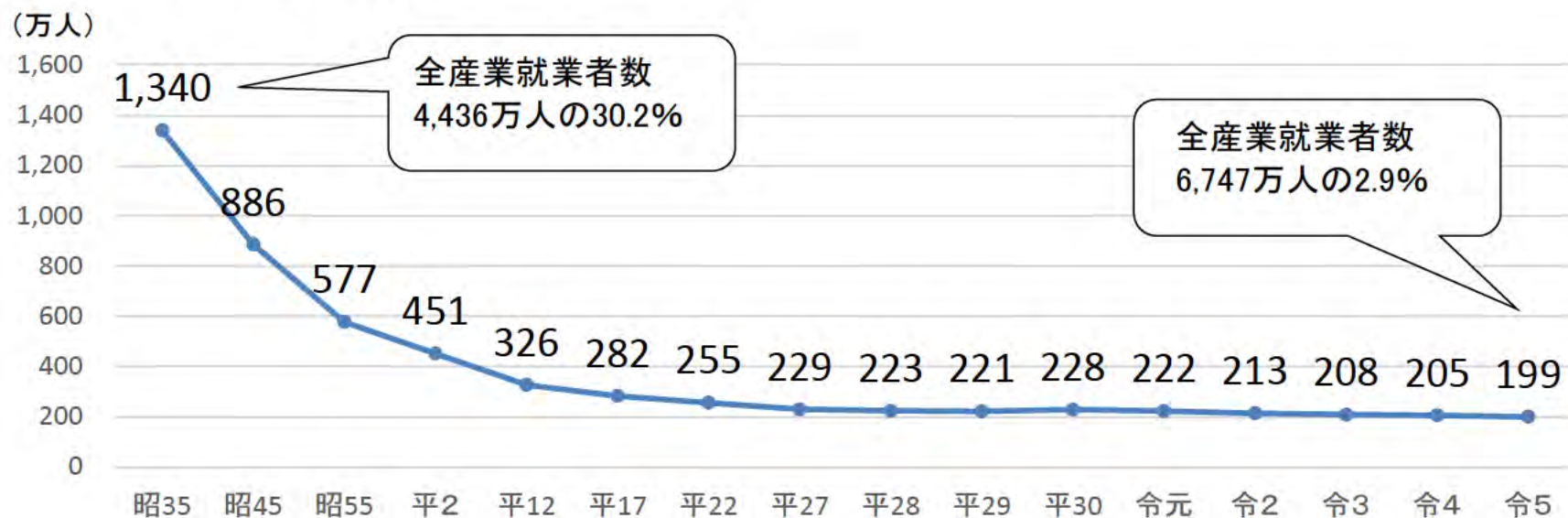


米と野菜をめぐる情勢

令和 6 年10月
農林水産省

- 農林漁業就業者数は昭和35年に比べ、約7分の1に減少し、令和5年で199万人。
- 全産業就業者数に占める割合は2.9%。

○農林漁業就業者数の推移



(内訳)

(万人)

	昭35	昭45	昭55	平2	平12	平17	平22	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5
農業	1273	823	512	400	290	253	226	201	196	195	203	200	194	189	185	181
林業	...	20	19	11	7	6	8	7	6	6	7	8	6	6	7	7
漁業	67	44	45	40	29	23	18	20	20	20	18	15	13	13	13	12

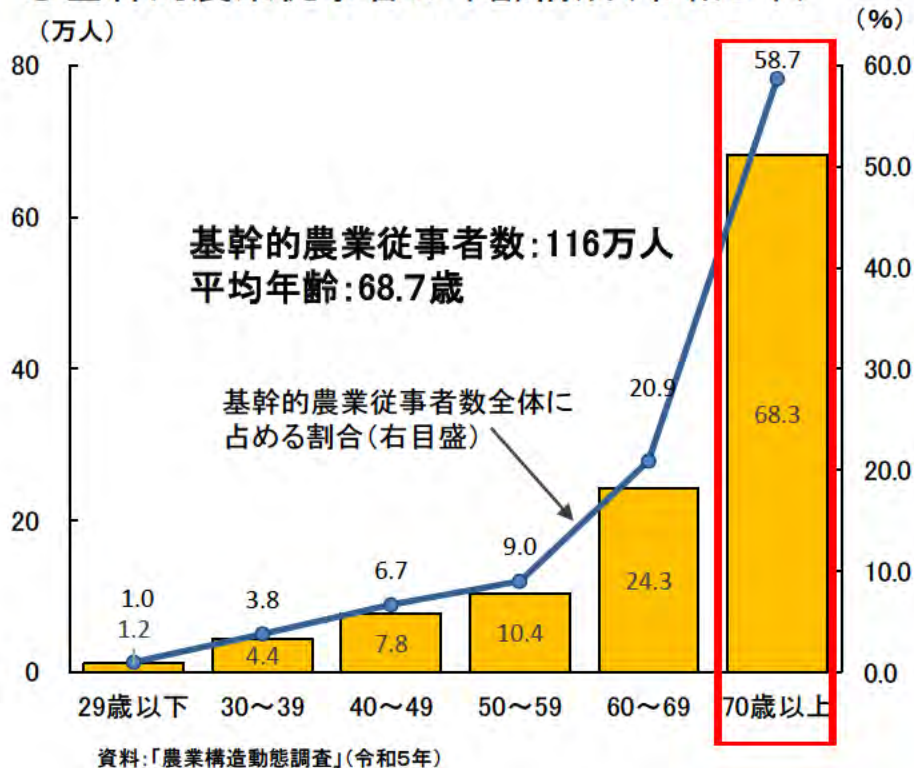
資料：総務省「労働力調査」

注1)：昭和35年の農業の値は林業を含んだ値である。

2)：同年であっても、基準となる日本産業分類の改定により分類基準が異なっている場合があるため、グラフの数値と内訳の計は一致しないことがある。

- 我が国農業を支える基幹的農業従事者の高齢化が進行し、令和5年における基幹的農業従事者数は116万人、年齢構成は70歳以上の層にピーク、平均年齢は68.7歳。
- 基幹的農業従事者の年齢構成について65歳以上が占める割合は、主要国と比較して突出。

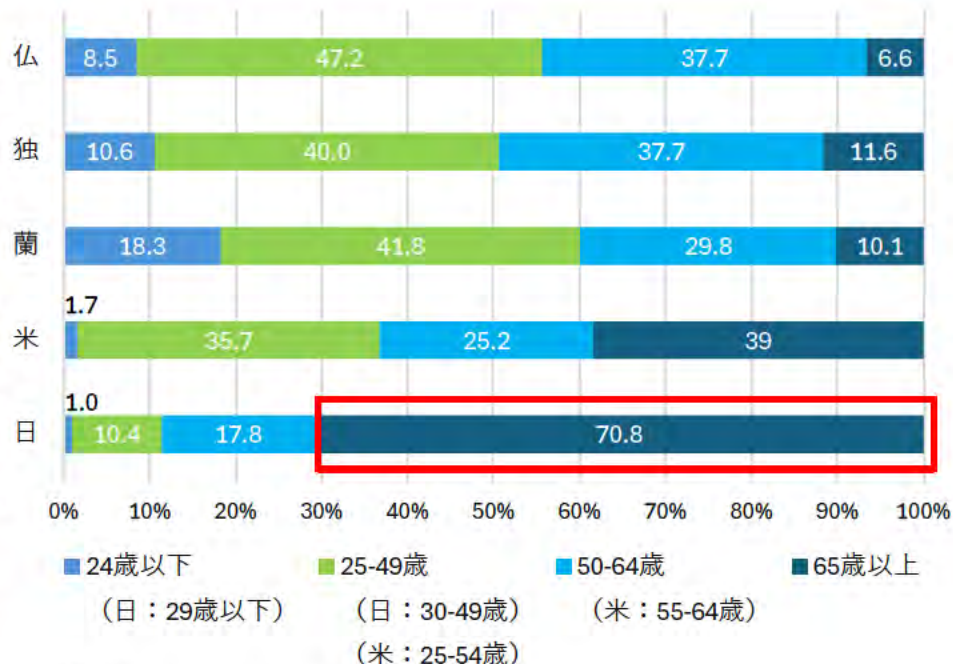
○基幹的農業従事者の年齢構成(令和5年)



(用語の解説)

基幹的農業従事者：ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。(家事や育児が主体の主婦や学生等は含まない。)

○各国の農業従事者の年齢構成



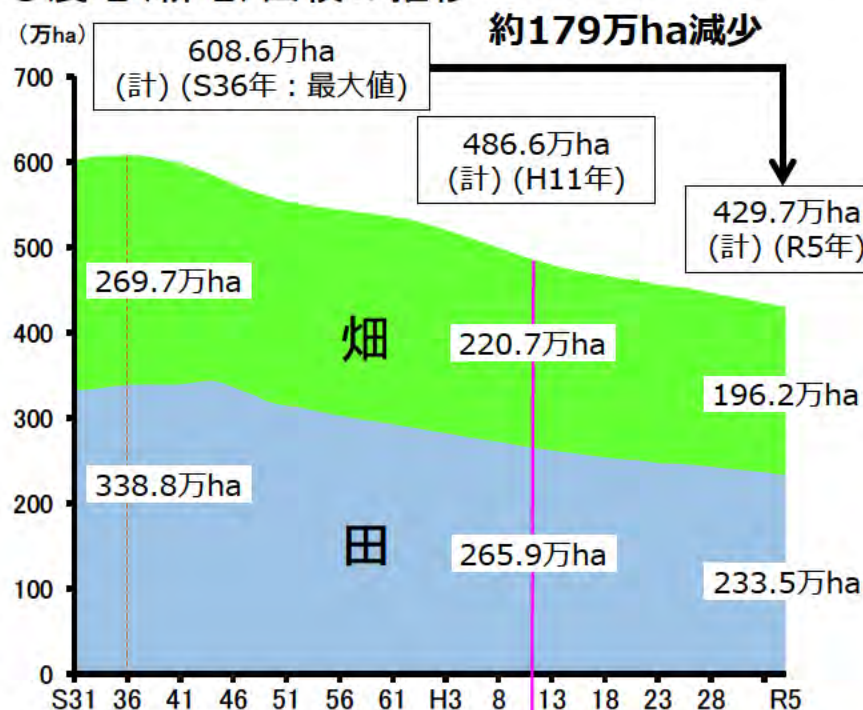
【資料】

仏独蘭は、EUROSTAT(2023)：農業に従事した世帯員
 米は、米国農務省「2022年農業センサス」
 日、農林水産省「農業構造動態調査」(令和5年)

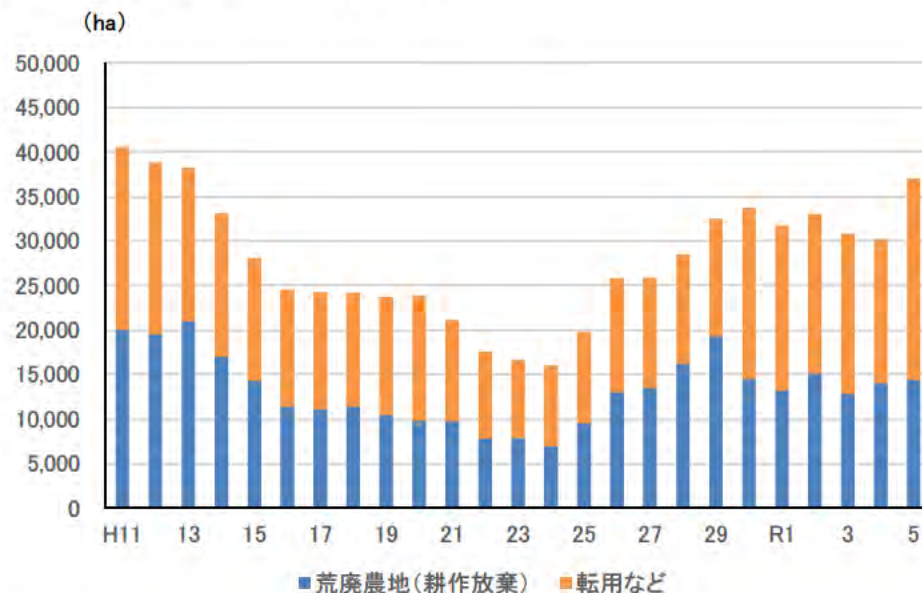
：農業に従事した世帯員
 ：基幹的農業従事者

- 農地面積は、主に宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、昭和36年に比べて、約179万ha減少。
- 農地面積の減少要因であるかい廃面積は、基本法制定以降減少傾向にあったものの、平成25年から増加に転じ、平成29年以降は3万ha以上で推移。

○農地(耕地)面積の推移



○かい廃面積(減少要因)の推移



資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注1: 「かい廃」とは、田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難になった状態をいう。

注2: 「転用など」とは、非農業用途への転用や植林・農林道等への転用等をいう。

注3: かい廃面積のうち、自然災害によるものは合計から除いた。ただし、平成29年から要因別の調査を廃止したため、平成29年以降は、「転用など」に自然災害によるかい廃面積を含む。

農地面積の見通し (食料・農業・農村基本計画(R2年3月閣議決定))

・これまでのすう勢を踏まえ、荒廃農地の発生防止・解消の効果を織り込んで農地面積の見込みを推計。

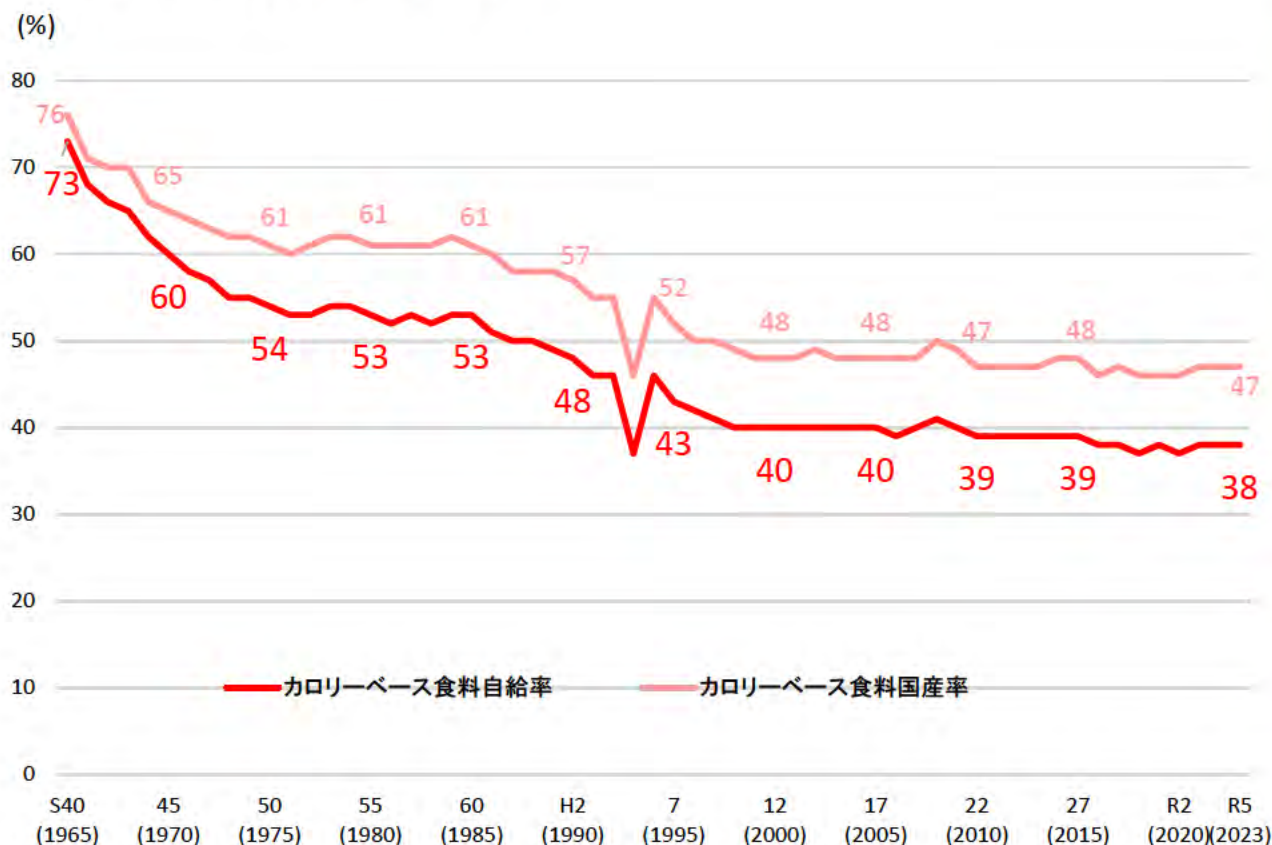
令和元年現在の農地面積 439.7万ha



令和12年時点で確保される農地面積 414万ha

○ 我が国の食料自給率は、長期的には低下傾向で推移しており、令和5年度にはカロリーベースで38%。

○我が国の食料自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」を基に作成

○カロリーベース食料自給率の1%に相当するもの

ごはんを1日にもうひと口(14g)



国産米粉パンを 月にもう約5枚(378g)



国産小麦100%使用のうどんを
月にもう約2玉(583g)



国産大豆100%使用の豆腐を
月にもう約2丁(557g)



食料安全保障強化政策大綱の改訂 (令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定)

- 「食料・農業・農村施策の新たな展開方向」も踏まえ、本政策大綱においても、過度な輸入依存からの脱却に加え、川上から川下までのサプライチェーン全体の強靱化につながる構造転換を進めるため、施策を拡充。

I 食料安全保障強化のための重点対策

- 1 食料安全保障の強化に向けた構造転換の実現
 - (1) 海外依存の高い麦・大豆・飼料作物等の生産拡大、輸入原材料の国産転換等
 - (2) 生産資材の国内代替転換等
 - (3) 国産への転換に向けた産地の育成強化
- 2 生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換の実現
 - (1) 将来の生産者の減少に備えた経営構造の確立
 - (2) スマート技術等の実用化、サービス事業体の育成・確保等
 - (3) スマート技術等に対応したほ場整備、省力化に対応した施設等の整備・保全
- 3 国民一人一人の食料安全保障の確立に向けた食料システムの構造転換の実現
 - (1) 適正な価格形成と国民理解の醸成
 - (2) 円滑な食品アクセスの確保に向けた環境整備
 - (3) 食料・生産資材等の安定的な輸入の確保
- 4 生産資材等の価格高騰等による影響の緩和
 - 肥料価格高騰時の影響緩和対策の実施の明確化 等

II 新しい資本主義の下で講ずる他の主要施策

- 1 スマート農林水産業等による成長産業化
 - スマート農業について産学官連携強化による研究開発や、生産・流通・販売方式の変革の取組を促進するため、法制度創設も視野に検討
 - サービス事業体の活用、スマート技術等の導入に資するほ場の大区画化、林業、水産業におけるスマート化の推進 等
- 2 農林水産物・食品の輸出の促進
 - 品目団体によるオールジャパンの輸出力の強化
 - 食料供給基盤を支える輸出産地の形成
 - 輸出支援プラットフォームの活動体制の強化
 - 知的財産の保護・強化 等
- 3 農林水産業のグリーン化
 - みどりの食料システム戦略の加速化
 - クロスコンプライアンスの導入
 - 環境負荷低減を促進するための既存交付金の見直し、J-クレジットの活用 等

- 水稻作付農家数は、平成27年からの5年間で約25%減少。
- 稲作の販売金額が1位である基幹的農業従事者の年齢構成をみると、稲作では特に高齢化が進んでおり60歳代以上が約9割を占める。

○ 農家数の推移

単位：千戸

	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	令和2年/ 平成27年
総農家数	3,120	2,848	2,528	2,155	1,747	81%
販売農家数	2,337	1,963	1,631	1,330	1,028	77%
水稻作付農家数	1,744	1,402	1,159	940	699	74%
主業農家数	321	269	217	170	127	75%
準主業農家数	502	373	323	209	110	53%
副業的農家数	920	761	620	561	461	82%

【販売農家】経営耕地面積が30a以上又は過去1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家。

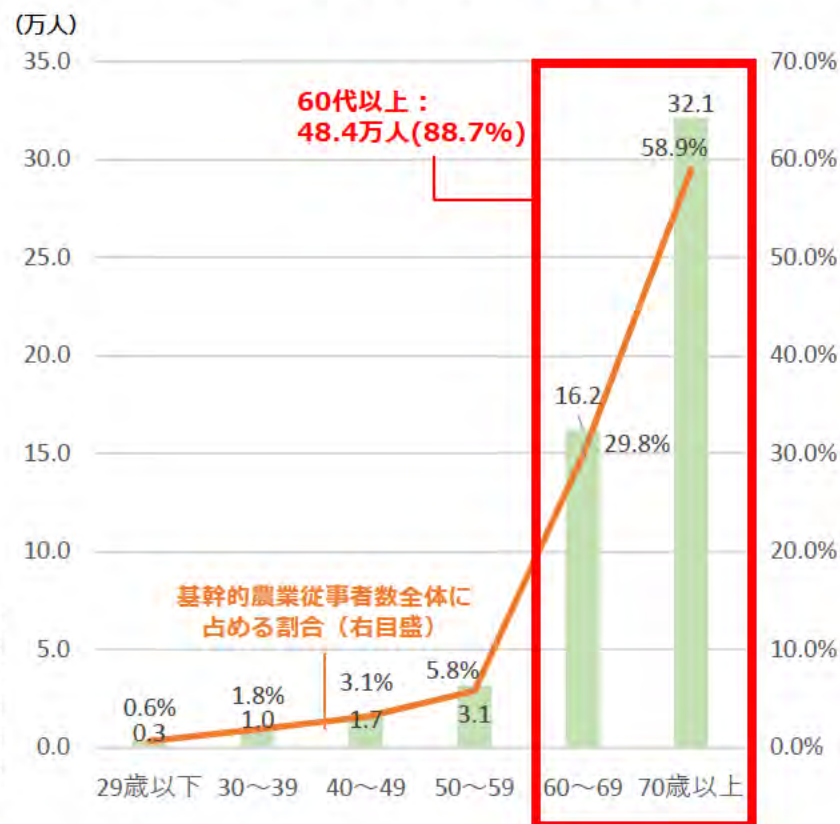
【主業農家】農業所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家。

【準主業農家】農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家。

【副業的農家】65歳未満の農業従事日数60日以上の方がいない農家。

資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

○ 稲作の基幹的農業従事者数の年齢構成

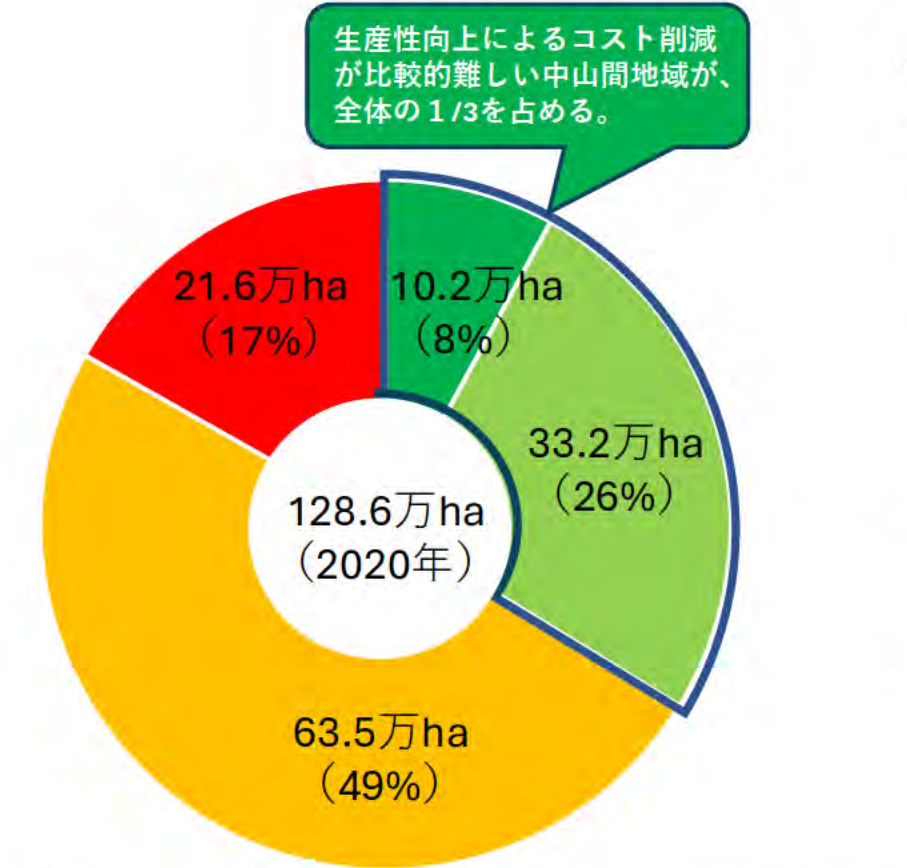


資料：農林水産省「2020年農林業センサス」(組替集計)より作成
各個人経営体における稲作の販売金額が1位である基幹的農業従事者を年齢構成別に集計

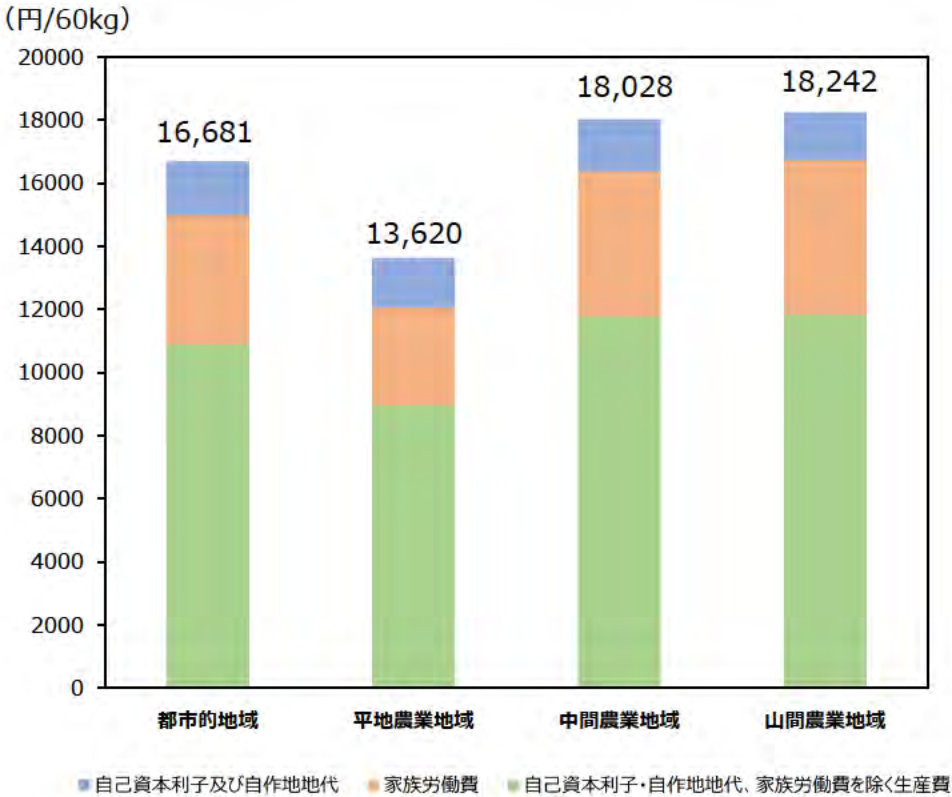
米の地域別作付面積及び生産費

○米の地域別の作付面積は、農地集積、生産性向上によるコスト削減が比較的難しい中山間地域が1/3を占めている。

【地域別の販売目的での水稻作付面積割合】



【農業地域類型別の米の作付規模別60kg当たり生産費（令和4年産）】



■ 山間農業地域 ■ 中間農業地域 ■ 平地農業地域 ■ 都市的地域

出典：農林水産省「農林業センサス」（2020）

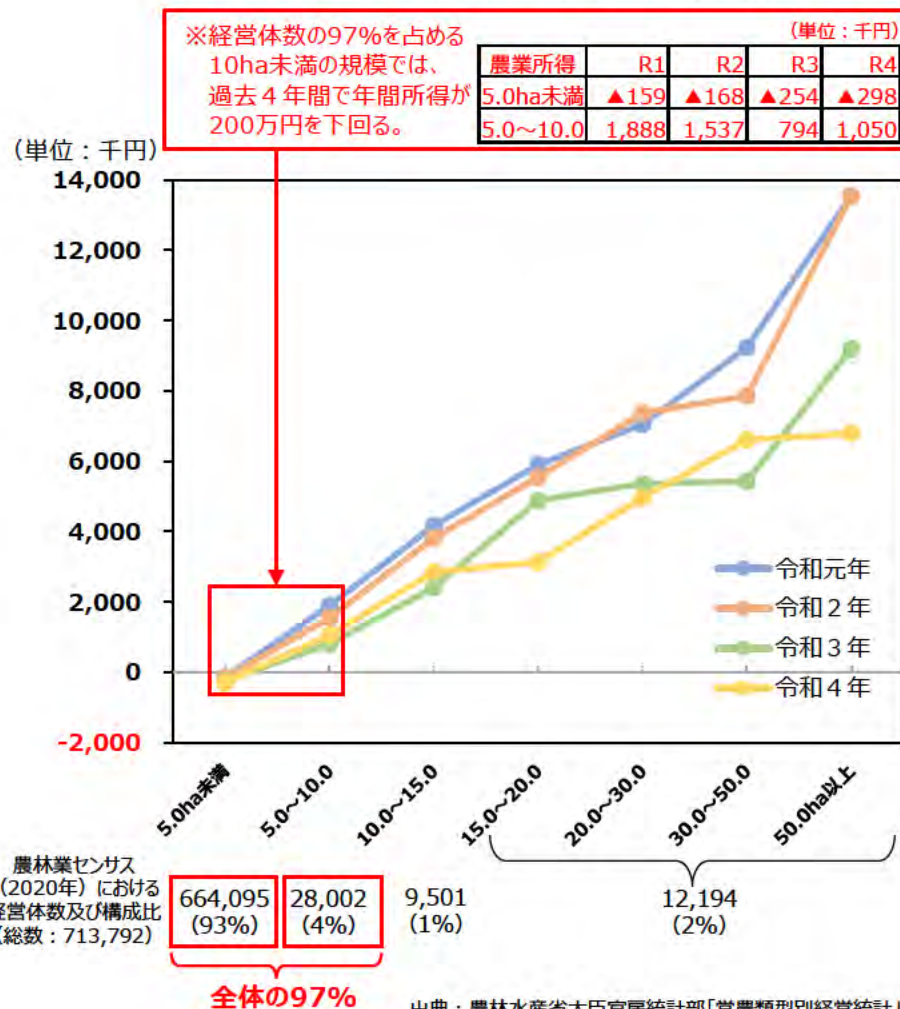
出典：農林水産省大臣官房統計部「農産物生産費統計」（組替集計）

注：経営耕地面積50ha以上かつ10a当たり資本利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。

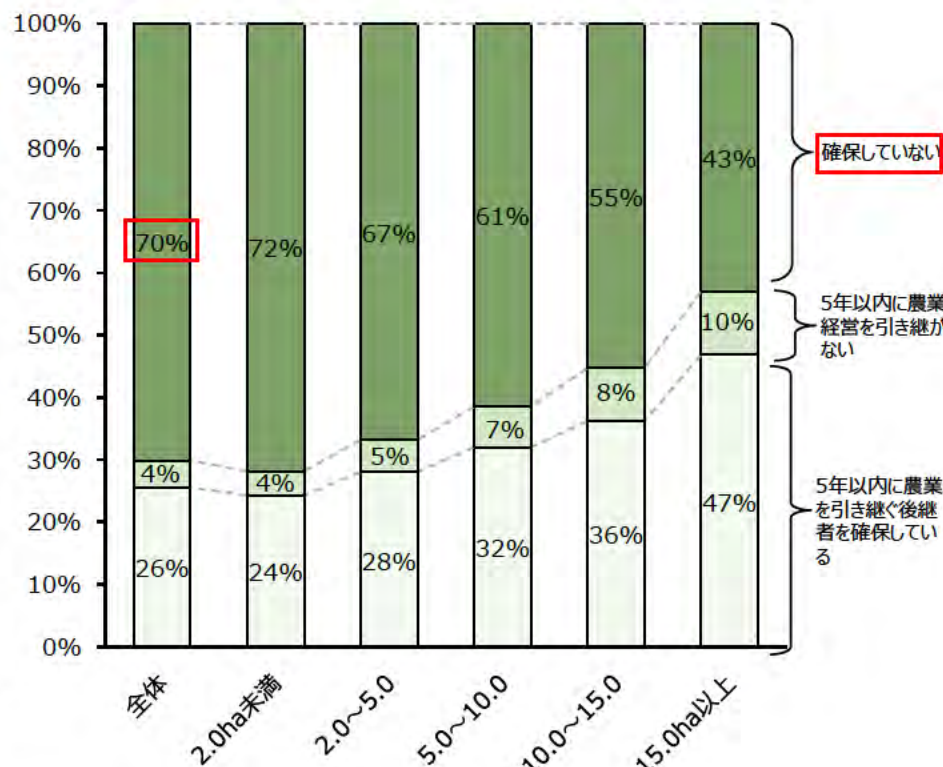
面積規模別の農業所得及び経営体割合

- 水田作の作付延べ面積規模別の農業所得を見ると、規模が小さい経営体ほど農業所得は低くなり、経営体数の97%を占める10ha未満の規模では、過去4年間で年間所得が200万円を下回っている。
- 水稻作付経営体における後継者の確保状況を見ると、水稻作付経営体全体では7割の経営体で後継者が確保されていない。(15ha以上の大規模経営体においても、約4割では後継者が確保されていない。)

農業所得（水田作作付延べ面積規模別）



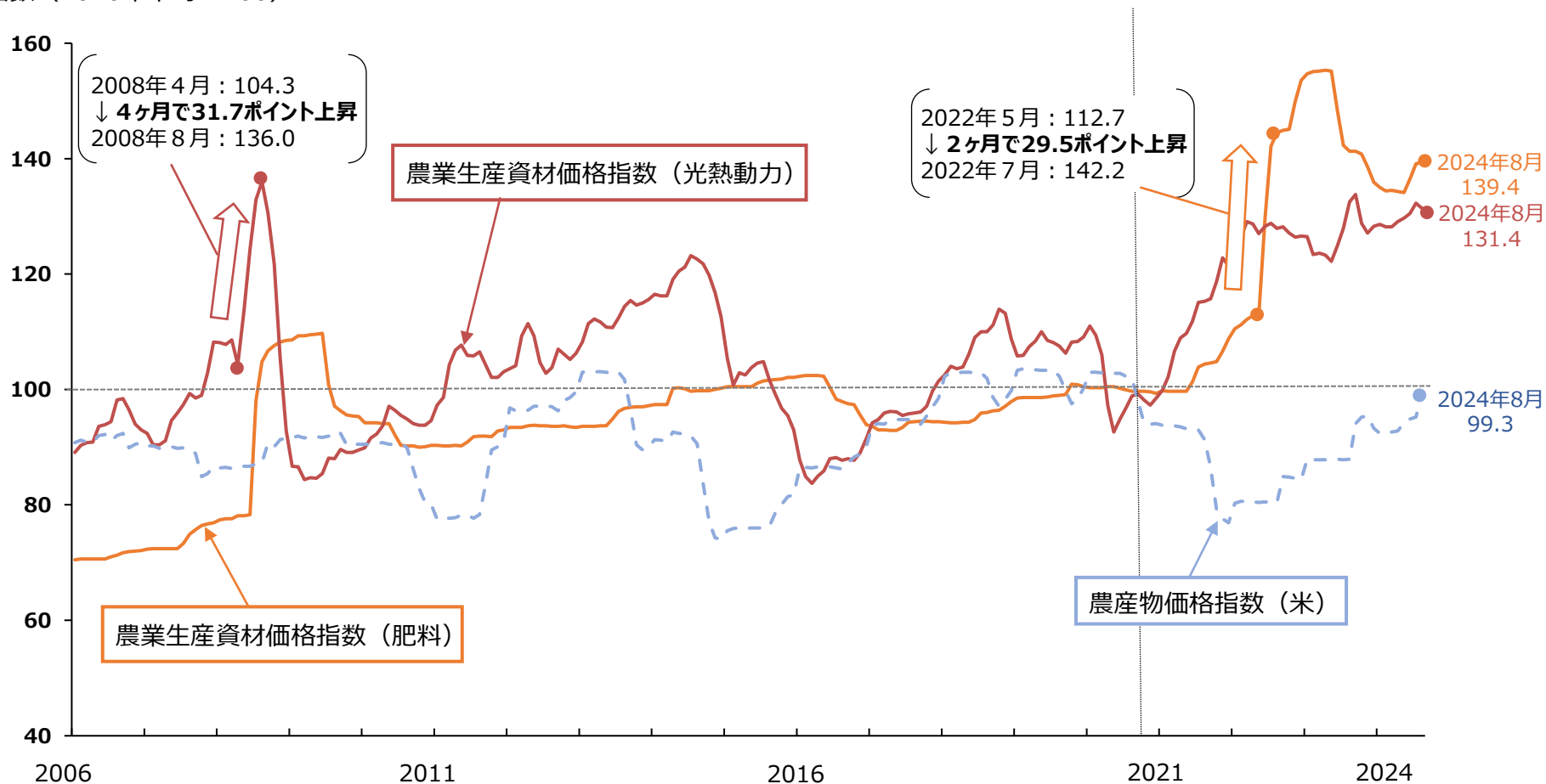
面積規模別の経営体割合
(個人経営体及び法人その他団体経営体の合算)



米の価格と農業生産資材価格の変動

- 米は年産ごとに価格が形成され、月ごとの変動は小さいのに対し、農業資材は短期的に大きな価格変動が生じるケースも存在。

指数（2020年平均 = 100）



注：2024年1月から8月までは、第1報（月別結果）による。

収入保険制度及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

○稲作経営による収入減少を補償する制度として

- ・収入保険制度
- ・米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

があり、いずれも当年産の価格低下等の影響により当年産収入額が標準的な収入（販売収入）額を下回った際に、当該収入減少を補てんするためのセーフティネット対策。

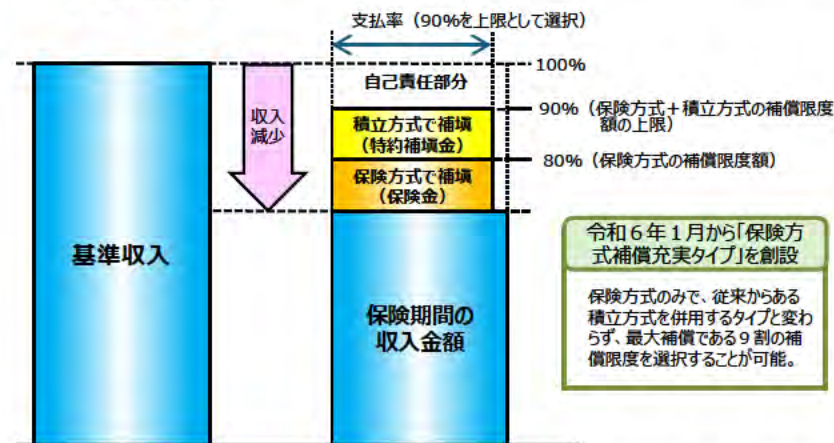
【収入保険】

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の最大9割（支払率）（注）について、「掛け捨ての保険方式（保険金）」と「掛け捨てとならない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



過去5年間の平均収入
（5中5）を基本
規模拡大など、保険期間の
営農計画も考慮して設定

（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合

【米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）】

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（規模要件なし）

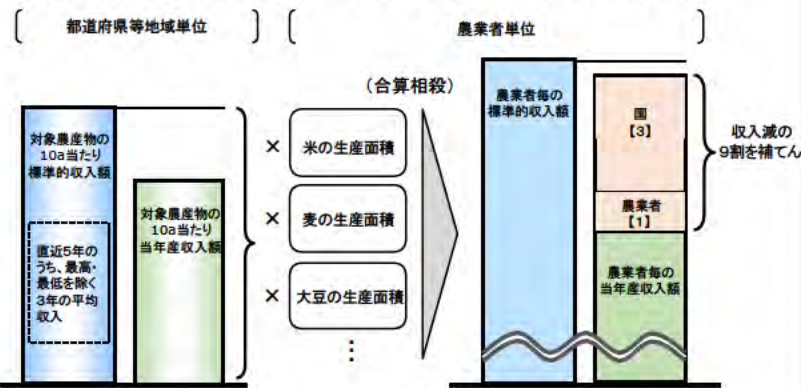
(2) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

(3) ナラシ対策の仕組み

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の提出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



※標準的収入額については、直近5年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

■野菜を取り巻く状況について

- 中長期的にみると、野菜の作付面積・指定産地数、国内生産量がそれぞれ減少傾向。
- 経営体数も、露地野菜作・施設野菜作ともに減少傾向。なお、農業所得に関しては、労働時間あたりの所得でみると、露地作・施設作ともに大きいとはいえない状況。

【野菜の作付面積の推移】

	H14	H24	R4	減少率
作付面積 (万ha)	46.8	42.5	37.8	▲19%
※参考： 指定産地数	1,140	924	878	▲23%

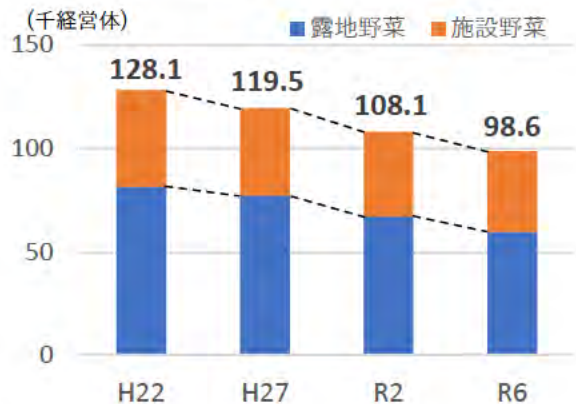
資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」、「地域特産野菜生産状況調査」、
「指定産地一覧」
注1：減少率はH14とR4の比較
注2：指定産地は野菜生産出荷安定法に基づき、主要な野菜について出荷の安定を図る
ために集団産地として形成することが必要な生産地域

【野菜の需要量、国内生産量、輸入量の推移】

	H14	H24	R4	変動率
需要量	16,054	15,310	14,129	▲12%
国内生産量	13,299	12,012	11,194	▲16%
輸入量	2,760	3,302	2,970	8%
輸入割合	17.2%	21.6%	21.0%	

資料：農林水産省「食料需給表」
注：減少率はH14とR4の比較

【野菜作経営体数の推移】



資料：農林水産省「農業センサス」、「農業構造動態調査」
注：販売があった経営体のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体のみを計上

【野菜作経営の状況（令和4年・全農業経営体(全国)10a当たり）】

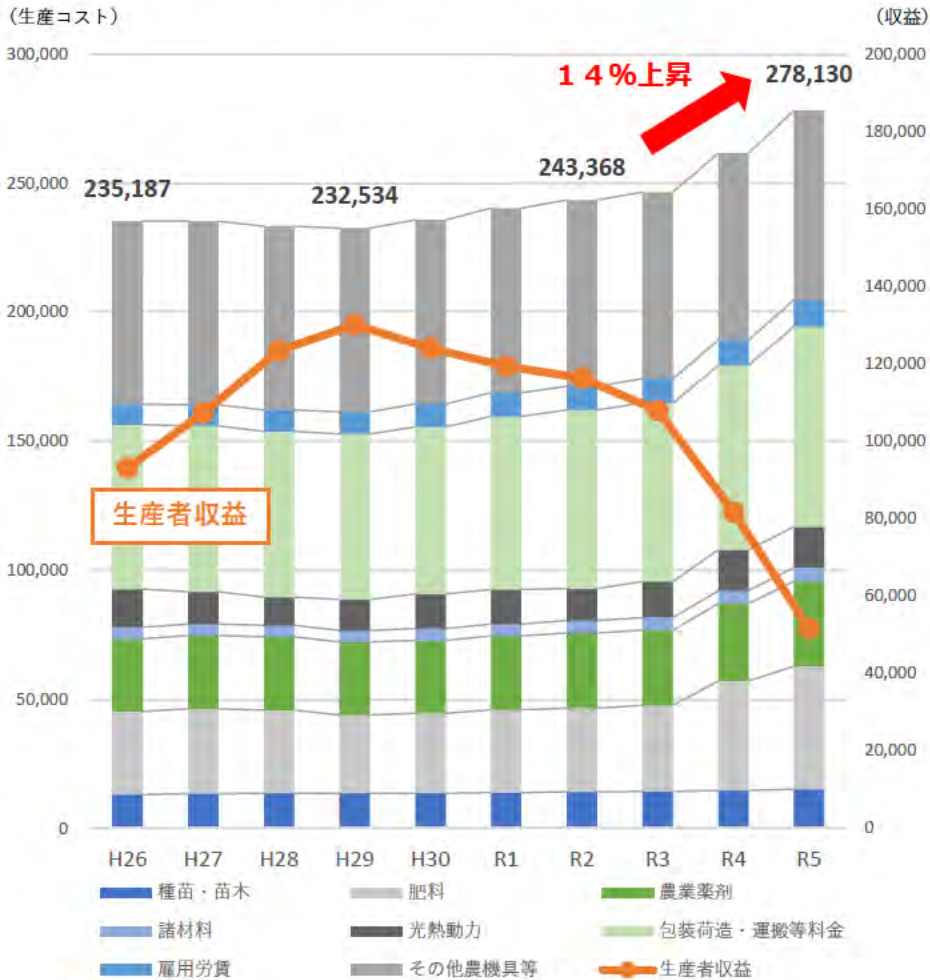
	露地野菜作経営	施設野菜作経営
農業粗収益 ①	677千円	3,957千円
農業経営費 ②	551千円	3,227千円
農業所得 ③=①-②	127千円	730千円
農業所得率 ④=③/①	18.7%	18.4%
労働時間	229時間	1,382時間

資料：農林水産省「営農類型別経営統計」
注：「露地野菜作経営」は、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
「施設野菜作経営」は、露地野菜の販売収入より施設野菜の販売収入が多い経営

■野菜の生産コスト(経営費)、生産者収益 【例①：キャベツ】

- ここ数年の燃料等の農業生産資材高騰を背景に、生産コストが上昇。キャベツの場合、直近（令和5年）生産コスト(経営費)は3年前と比べて14%上昇した。
- 資材高騰の前後3年間の比較では、生産コストが上昇する中、売上高は5%減となっており、生産者の収益は33%減少。

【生産者収益及び生産コスト(経営費)の推移（円/10a）】



【生産者収益等（資材高騰前後の比較）（円/10a）】

	資材高騰前	資材高騰後	資材高騰後の 上昇率
	H30～R2 3年平均	R3～R5 3年平均	
売上高	359,596	342,401	95%
生産コスト(経営費)	239,769	262,041	109%
生産者収益	119,827	80,360	67%

33%減

資料：東京都中央卸売市場「市場統計情報（月報・年報）」、
農林水産省「品目別経営統計」、「農作物価統計」、「営農類型別統計」を基に推計。

注1 生産者収益は、売上高（収入）から生産コスト（経営費）を差し引いた額。

注2 売上高（収入）は、東京都中央卸売市場における年産価格（4月～翌3月）の7中5平均値×10a当たりのH19-R5の平均反収（3,738kg）で算定。
東京都中央卸売市場の年産価格は東京都中央卸売市場統計情報（月報・年報）、10a当たりの反収は野菜生産出荷統計を基に算定。

注3 生産コスト(経営費)は、品目別経営統計（H19）を基に農作物価統計調査（R6年7月）の指数で補正して算定。家族労働費は含めていない。

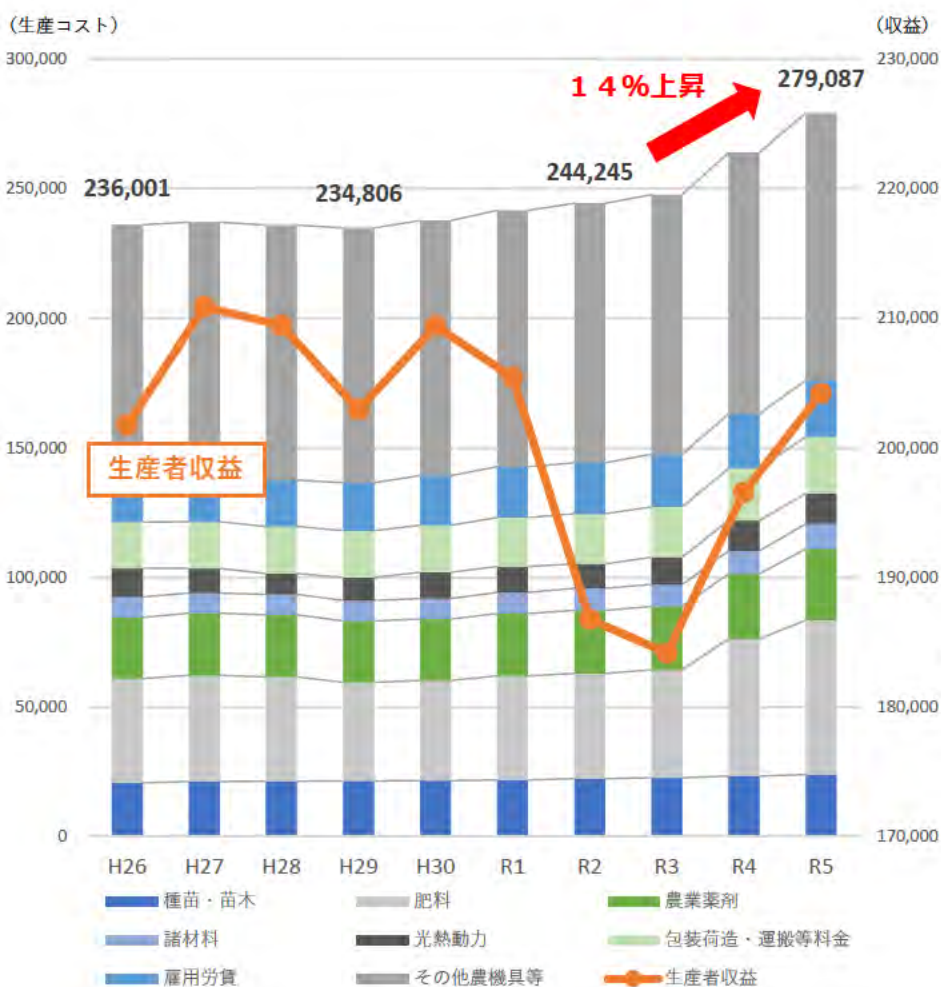
注4 家族労働における時給における家族労働時間は営農類型別経営統計（最新のR4）を基に算定。

■野菜の生産コスト(経営費)、生産者収益【例②：たまねぎ】

- たまねぎの場合、近年の生産コスト(経営費)は3年前と比べて14%上昇。
- 資材高騰の前後3年間の比較では、生産コストが上昇したが、売り上げの上昇が追いついておらず、生産者収益は減少。

【生産者収益及び生産コスト(経営費)の推移 (円/10a)】

【生産者収益等 (資材高騰前後の比較) (円/10a)】



	資材高騰前	資材高騰後	資材高騰後の 上昇率
	H30～R2 3年平均	R3～R5 3年平均	
売上高	441,660	458,528	104%
生産コスト(経営費)	241,149	263,576	109%
生産者収益	200,511	194,952	97%

3%減

資料：東京都中央卸売市場「市場統計情報（月報・年報）」、
農林水産省「品目別経営統計」、「農業物価統計」、「営農類型別統計」を基に推計。

注1 生産者収益は、売上高（収入）から生産コスト（経営費）を差し引いた額。

注2 売上高（収入）は、東京都中央卸売市場における年産価格（4月～翌3月）の7中5平均値×10a当たりのH19-R5の平均反収（4,217kg）で算定。
東京都中央卸売市場の年産価格は東京都中央卸売市場統計情報（月報・年報）、10a当たりの反収は野菜生産出荷統計を基に算定。

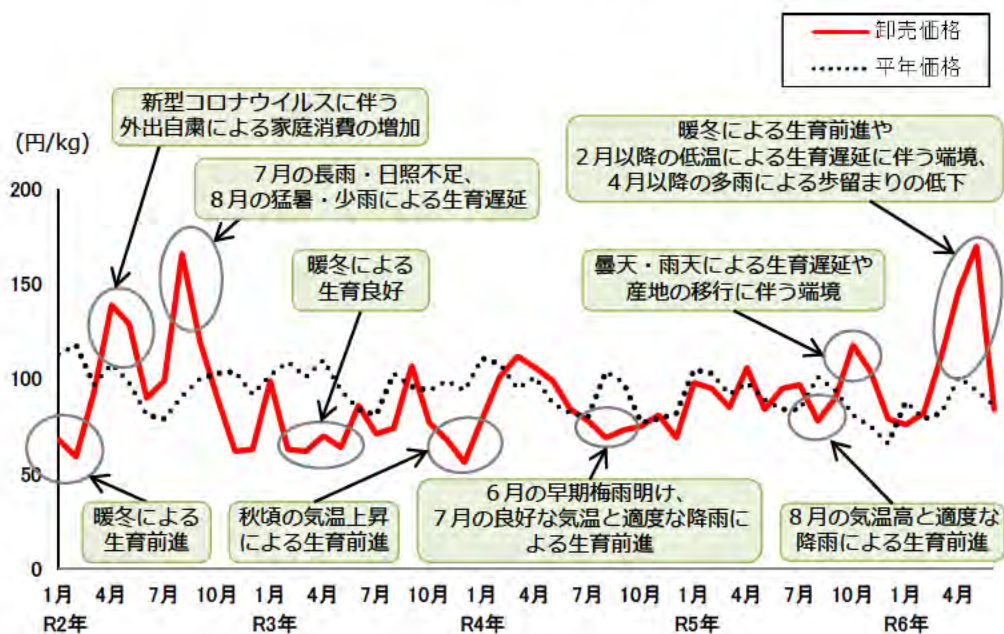
注3 生産コスト(経営費)は、品目別経営統計（H19）を基に農業物価統計調査（R6年7月）の指数で補正して算定。家族労働費は含めていない。

注4 家族労働における時給における家族労働時間は営農類型別経営統計（最新のR4）を基に算定。

<参考> 野菜価格安定制度

- 野菜は、天候によって作柄が変動しやすく保存性も乏しいため、供給量の変動に伴い価格が大幅に変動。
- このため、野菜生産出荷安定法に基づく野菜価格安定対策により、価格低落時において生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和する価格安定対策事業を措置。

【キャベツの卸売価格の推移（令和2年1月～令和6年6月）】

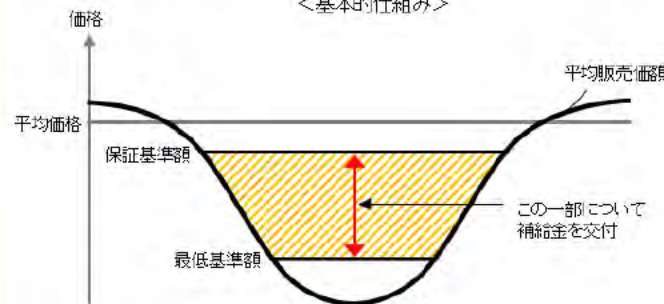


資料：東京中央市場青果卸売会社協会調べ
注：平年価格は過去5ヵ年の月別価格の平均値

指定野菜価格安定対策事業等

- 主要な野菜生産地域における生産・出荷の安定を図るため、指定野菜・特定野菜の市場価格が低落した場合に、生産者補給金を交付

<基本的仕組み>



	指定野菜価格安定対策事業	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
対象野菜	指定野菜	特定野菜、指定野菜
産地要件	「指定産地」 面積：20ha（葉茎菜類等） 出荷割合：2/3	「特定産地」 面積：概ね5ha※2 出荷割合：概ね2/3※2
拠出割合※1	3:1:1※1	1:1:1※4
平均価格	過去6年間の卸売市場価格を基礎に算出	
保証基準額	平均価格の90%	平均価格の80%※2
最低基準額	平均価格の60%（標準）	平均価格の55%※2
補てん率	原則90%※5	80%

※1 拠出割合は、国・都道府県・生産者

※2 特定野菜の場合の原則

※3 指定野菜のうち重要野菜（キャベツ、たまねぎ、秋冬だいこん、秋冬はくわい）にあっては国・都道府県・生産者＝65:17.5:17.5

※4 特定野菜のうちアスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、フロッコリーにあっては国・都道府県・生産者＝2:1:1

※5 産地区分に応じて70%～90%